

第1章 はじめに

「練馬区みどりの総合計画」は、「都市緑地法」および「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づいて策定した、練馬区のみどり施策に関する総合的な計画です。「グランドデザイン構想」の実現に向けた「第2次みどりの風吹くまちビジョン」と整合を図っています。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第2条では、みどりを「樹木、草花その他の植物およびそれらが生きていくために必要な土または水が一体となった環境」と定義しています。

平成18年に「みどり30推進計画」^{注1)}を策定し、平成21年に「練馬区みどりの基本計画」を改定しましたが、その後、みどりの状況や区民の意識は大きく変化しています。区民やNPO等によるみどりの維持管理等の活動が活発化しており、地域との合意に基づく弾力的な公園の運営等、参加と協働の深化が求められています。^{注2)}

こうした変化を受け、練馬区緑化委員会の答申に基づき、両計画を統合し、「みどりの総合計画」(以下、「本計画」という。)として改定することとしました。本計画は、みどりに関する30年後の目標と今後10年間の施策を明らかにするものであり、「練馬区環境基本計画」の下位計画として、環境分野のうち、みどりの保全と創出を対象とする個別計画としての性格を持ちます。

計画期間は、平成31年度から平成40年度までの10年間とします。「練馬区みどりの実態調査」に合わせ、5年毎に中間評価を実施し、見直しを行います。

注1) みどり30推進計画：平成18年12月に、今の子どもたちが社会の中心となって活躍する概ね30年後に、かつての豊かなみどりを取り戻し、緑被率30%を実現することを目指した計画。

注2) 国土交通省「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」(平成28年5月)。
国土技術政策総合研究所「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」(平成28年6月)。参考資料P45参照。